公立学校共済組合関東中央病院における研究費の
不正使用防止対策に関する基本方針

平成 30 年 3 月 31 日制定

公立学校共済組合関東中央病院（以下「病院」という。）では、臨床研究センターにおいての研究費を適切に管理し、有効に活用して円滑に研究を進めるため、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、以下のとおり取組みをすることとしています。

また、病院は研究費を効率的・効果的に活用して、更なる学術研究の発展を目指すため研究費の適正な使用に向けた取組みを推進していきます。

1　機関内の責任体制の明確化

（1）　臨床研究センター全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）として病院長を充てます

（2）　最高責任者を補佐し、研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）として、臨床研究センター長を充てます

（3）　部局における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）として副臨床研究センター長を充てます

2　適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（1）　ルールの明確化・統一化

・研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、研究者及び研究支援者に周知を図ります。

・研究費の適正な運用のために、規則等の体系化を行います。

（2）　研究員等の意識向上

・臨床研究センターの研究員の他、病院の研究費の運営・管理に関わるすべての者（以下「研究員等」という。）の意識向上のため、研究費の適正使用のため、不正防止計画を策定します。

・研究員等を対象として、定期的にコンプライアンス教育（不正使用防止対策、ルール等）
を実施します。

・研究員等に対して、関係ルールを遵守し不正使用を行わないことを誓約する書面の提出を求めます。

（3）　告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備

・研究費の不正使用に係る調査の手続き等について、明確化かつ透明化を図るため、規則等を整備します。

・懲戒及びその適用に必要な手続き等を明確にするため、規則等を整備します。

（4）　研究費の不正使用等に係る通報窓口の設置

・研究費の不正使用等に関する病院内外からの通報に対して適切に対応できるように通報窓口を設置します。

3.　不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

（1）　不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施を図るため、不正防止計画推進部署をおきます。

（2）　不正使用防止計画推進部署は、不正が発生する要因について、臨床研究センターの状況を把握し、体系的に整理して、これを防止するための不正使用防止計画を策定します。

（3）　コンプライアンス推進責任者は、不正使用防止計画に基づき必要な対策を実施します。また、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告します。

4.　研究費の適正な運営・管理活動

（1）　物品等の購入依頼又は発注をするときは、発注段階でその支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにします。

（2）　発注・検収業務は、事務部門が実施することとします。

（3）　非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理は、事務部門が採用時に面談や勤務条件の説明及び定期的に出勤簿・勤務内容の確認等を行います。

（4）　コンプライアンス推進責任者は、研究費の管理・執行状況について検証し、必要に応じ改善策を講じます。

（5）　不正な取引に関与した業者への取引停止等に係る取扱い及び措置基準を定めて周知徹底するとともに、臨床研究センターと取引を行おうとする業者に対して誓約書の提出を求めます。

5.　情報発信・共有化の推進

（1）　研究費の不正使用防止への取組みに関する基本方針等を公表し、公正かつ透明性の高い運用を図ります。

（2）　研究費の不正使用を事前に防止するために、研究費に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関する相談を受け付ける窓口を設置します。

（3）　研究費の不正使用防止に関係する諸規則をわかりやすく体系化・集約化してホームページに掲載し、積極的な情報発信を行います。

6.　モニタリングのあり方

（1）　研究費の適正な管理のため、病院全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施します。

（2）　内部監査部門は、不正使用防止計画推進部署と連携して不正が発生するリスクに対して監査を実施します。

附則

この規程は、平成３０年４月１日から実施する。

附則（令和元年７月２９日）

この改正は、令和元年８月１日から実施する。